

長野市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準

令和5年11月22日
長野市告示第672号

(空家等管理活用支援法人の指定)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関しては、支援法人の活用に関する本市の方針を定めるまでの間、市長はこれを行わないものとする。

附 則

この基準は、令和5年12月13日から施行する。